

## 辰野町新町発足 70 周年記念冠事業取扱要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、辰野町新町発足 70 周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第 2 条 冠事業の対象となる事業は、次のいずれにも該当する町内で実施する事業とする。ただし、町長が適当と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 多くの町民や企業等が交流できる事業
  - (2) 町民自らが積極的に参加又は協力し参画できる事業
  - (3) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに実施完了する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。
- (1) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 辰野町暴力団排除条例（平成 24 年辰野町条例第 29 号）に規定する暴力団又は暴力団員等との関係があるものが開催する事業
  - (4) 特定の個人又は団体の営利若しくは宣伝のみを目的とするもの（指定管理者がその施設において行う自主事業を除く。）と認められるとき。ただし、町の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。
  - (5) その他町長が適当でないとき。

### (事業の申請)

第 3 条 冠事業として承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、辰野町新町発足 70 周年記念冠事業承認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (事業の承認)

第 4 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、辰野町新町発足 70 周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第 1 項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる事項について認可するものとする。

- (1) 事業名へ「辰野町新町発足 70 周年記念」の冠称の使用
- (2) 辰野町ホームページ等の広報媒体による事業の周知

### (事業内容の変更等)

第 5 条 事業者は、承認された冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに辰野町新町発足 70 周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第 3 号。以下「届出書」という。）により、町長に届け出なければならない。

(承認の取消等)

第6条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める事項又は事業承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書又は届出書の内容に虚偽があると認められたとき。
- (3) その他冠事業とすることが不適当であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、辰野町新町発足 70 周年記念冠事業承認取消通知書（様式第4号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(実施報告)

第7条 事業者は、当該事業が完了した日から起算して 10 日以内又は当該年度の3月 31 日のいずれか早い日までに、辰野町新町発足 70 周年記念冠事業実施報告書（別記様式第5号）により、町長に報告しなければならない。

(事業経費)

第8条 冠事業の実施に要する経費は、事業者の負担とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。